

[事案 17-15] 高度障害保険金請求

- ・平成 17 年 9 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 7 月 7 日 裁定申立取下げ

< 事案の概要 >

高度障害保険金の支払いを求めた裁定申立てであったが、裁定審査会が改めて求めた被保険者の障害状態の詳細について、保険会社が再度査定したところ、保険会社から同保険金を支払う旨回答があったため、申立人より「裁定申立て取下げ」の届出がされ、終了したもの。

< 申立人の主張 >

被保険者は、くも膜下出血による左半身不随のため常に介護を要する状態にあり、その状態は約款に定める高度障害状態「終身介護を要する状態」に該当するので、高度障害保険金を請求したところ、他社からは高度障害保険金が支払われたにもかかわらず、現在提出されている診断書では高度障害に該当しないとのことで支払われない。高度障害保険金全額の支払いを求める。

< 保険会社側の主張 >

高度障害保険金の支払対象となる障害状態とは、普通保険約款に規定する高度障害状態に該当し、その状態の回復の見込みがない場合をいい、支払対象となる身体障害の状態について定めている。

このうち本件申立契約に適用されるものは、高度障害状態「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」、高度障害状態「中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき」、高度障害状態「両上(下)肢とも、手(足)関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」がある。

提出された障害診断書および主治医への確認にもとづいて慎重に確認した結果、被保険者の障害状態は以下のとおりであり、約款に定める高度障害保険金の支払対象となる障害状態には該当しないものと判断した。

については、自発的発語が可能で音声言語による意思の疎通がかるうじて可能とのものであり、「言語の機能を全く永久に失ったとき」には該当しない。

については、不自由であるとは思われるが、自身での食物摂取が可能とのものであり、「終身常に介護を要する」には該当しない。

については、右上下肢に自動運動範囲が認められるので、「両上(下)肢とも、手(足)関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」には該当しない。

なお、被保険者の状態が当初の請求当時と変化されている可能性も考えられるため、申立人に対し再度の確認を申し入れしているが、承諾をいただけない状況にある。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立書、答弁書等に基づく審理を進めるとともに、申立人を通じて障害診断書(平成 17 年 1 月 14 日付)発行の医療機関に対し、被保険者の障害状態につい

て詳細に記載された書面の提出を求めたところ、同機関より同 18 年 3 月 16 日現在の身体・生活状況について書面の提出があった。同書面を保険会社に送り、保険会社が再度査定を行った結果、18 年 3 月 16 日時点において高度障害状態「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」に該当すると判断し高度障害保険金を支払うとの回答があったため、その旨申立人に伝えたところ、申立人がこれを承諾、「裁定申立てを取り下げる」旨の書面が提出され、終了した。